

建築物空気環境測定業の登録基準

<p>物的要件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・浮遊粉じん計° （ グラスファイバーろ紙(0.3μmのステアリン酸粒子を99.9%以上補修する性能を有するもの)を装着して相対沈降径がおおむね10μm以下の浮遊粉じん重量法により測定する機器又は厚生労働大臣の指定した者により当該機器を標準として較正された機器 ・検知管方式による一酸化炭素検定器° ・検知管方式による二酸化炭素検定器° ・0.5度目盛りの温度計° ・0.5度目盛りの乾湿球湿度計° ・0.2m/s以上の気流を測定することができる風速計° ・測定機器固定用スタンド等の空気環境の測定作業に必要な器具 <p>※ ◦ は、主要な機械器具(変更時に届出が必要)</p>											
<p>人的要件</p>	<p>監督者等</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="363 846 659 891">名称</th> <th data-bbox="667 846 1066 891">資格の種類</th> <th data-bbox="1066 846 1332 891">提出する書類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="363 891 659 1025">空気環境測定実施者</td> <td data-bbox="667 891 1066 1025">空気環境測定実施者(再)講習会修了者</td> <td data-bbox="1066 891 1332 1025">空気環境測定実施者(再)講習会修了証書の写し</td> </tr> <tr> <td data-bbox="363 1025 659 1115"></td> <td data-bbox="667 1025 1066 1115">建築物環境衛生管理技術者の免状を有する者</td> <td data-bbox="1066 1025 1332 1115">建築物環境衛生管理技術者免状の写し</td> </tr> </tbody> </table>	名称	資格の種類	提出する書類	空気環境測定実施者	空気環境測定実施者(再)講習会修了者	空気環境測定実施者(再)講習会修了証書の写し		建築物環境衛生管理技術者の免状を有する者	建築物環境衛生管理技術者免状の写し	
名称	資格の種類	提出する書類										
空気環境測定実施者	空気環境測定実施者(再)講習会修了者	空気環境測定実施者(再)講習会修了証書の写し										
	建築物環境衛生管理技術者の免状を有する者	建築物環境衛生管理技術者免状の写し										
<p>その他の要件</p>	<ol style="list-style-type: none"> 一 空気環境の測定は、省令第3条の2第1号に定める方法に準じて行うこと。 二 空気環境の測定の結果を五年間保存すること。 三 空気環境の測定に用いる測定器について、定期に点検し、必要に応じ、較正、整備又は修理を行うとともに、使用する測定器の点検等の記録を、測定器ごとに整理して保管すること。 四 空気環境の測定及び空気環境の測定に用いる機械器具その他の設備の維持管理は、原則として自ら実施すること。これらの業務を他の者に委託する場合は、あらかじめ、受託者の氏名(法人にあっては、名称)、委託する業務の範囲及び業務を委託する期間を建築物維持管理権原者に通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法が一及び三に掲げる要件を満たしていることを常時把握することとし、委託する場合にあっては、測定結果の保存は自ら実施すること。 五 建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からの空気環境の測定及び空気環境の測定に用いる機械器具その他の設備の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備しておくこと。 											